

2021年3月 29 日

「新たな JT B ワークスタイル」の確立に向けて 働き方の多様性を支える新制度を制定

株式会社 JT B では、2021 年 4 月より、社員の成長支援と働き方の多様性を広げることを目的とした「自己成長支援休職制度」を制定します。また、出社とテレワークを組み合わせたハイブリッドな働き方が定着したことにより、「在宅勤務手当の支給」と「通勤手当の見直し」を実施します。

JT B では、これまで、ニューノーマル時代の働き方―「新たな JT B ワークスタイル」―の実現に向け、働く時間や場所の柔軟性を高める「ふるさとワーク制度」や「勤務日数短縮制度」の導入、「副業ガイドライン」の制定、「テレワーク勤務」の拡大などを通じて、社員一人ひとりが自律的に多様な働き方を推進することで、イノベーションの創出と生産性・専門性の向上に取り組んでまいりました。(※)

昨今の急激な環境変化に伴い、働き方だけではなく人生の充実そのものに対する個々人の価値観の多様化・多角化が進む中、働き方改革を通じて、社員一人ひとりの「ワークライフインテグレーション」を実現させることは、人財が最大の経営資源である JT B においては、重要な経営課題の一つであると考えています。

社員の成長・活力が社の発展を支えるという考え方にに基づき、社員が自らの成長に向け、主体的に社内外において新たな経験を積むことを支援し、その経験を最大限に活かして能力を発揮することを支える多様な働き方を実現する制度や環境を整えることは、社員の働きやすさや働きがい、幸福度が高まるだけでなく、JT B が目指す「お客様に実感いただける新たな価値を創出する」ことに繋がっていくと考えています。

◆新たに制定した制度(2021 年 4 月より)

1. 「自己成長支援休職制度」の導入

社員自身の自己研鑽意欲の高まりを踏まえ、自己成長に取り組む社員を推奨することを目的とした休職制度を新たに制定しました。休職期間は3ヶ月以上最大2年間までとなり、「ビジネススキル向上や国家資格取得に向けた専門スクールへの通学」、「語学力向上に向けた海外留学」など社が指定する事由により、社員が必要とする期間、休職を取得できる制度です。

2. 「在宅勤務手当」の新設

在宅勤務を中心としたテレワーク勤務の浸透・拡大に伴い、月に 5 日以上在宅勤務を実施した社員に対し、月額 2,000 円を在宅勤務手当として支給します。

3. 「通勤手当」の見直し

働く場所を問わない新たなワークスタイルへの移行に伴い、通勤定期券のメリットを享受できることが少なくなることから、勤務する事業所や事業特性に応じて、通勤定期券代の支給または通勤費実費支弁の双方を可能とします。

(※)「ふるさとワーク制度」、「勤務日数短縮制度」、「副業ガイドライン」、「テレワーク勤務の拡大」については、
(株)JTB ニュースリリース『「新たな JTB ワークスタイル」の実現に向け新制度を制定～ふるさとワーク制度、
勤務日数短縮制度、副業ガイドライン、ワーケーション勤務～』(2020.10.28 リリース)をご参照ください。
URL:<https://press.jtbcorp.jp/jp/2020/10/jtb-105.html>

「新たな JTB ワークスタイル」

1. 時間や場所に縛られない柔軟な働き方
2. デジタル×リアルを駆使したハイブリッドな働き方
3. 社内外における交流促進により、自由闊達な風土とイノベーション創出
4. 業務効率化促進による生産性向上
5. ワークとライフのバランスにより、社員の働きがいや働きやすさの向上

社員一人ひとりが「新たな JTB ワークスタイル」を通して、「新たな価値を創出する働き方」を追求していくことにより、JTB グループ経営ビジョン『地球を舞台に「新」交流時代を切り拓く』の実現を目指してまいります。

■報道関係の方からのお問合せ先
JTB 広報室 TEL:03-5796-5833